○農林水産省告示第千六百十八号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第三条第一項の規定に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成二十年二月二十一日農林水産省告示第二百五十四号）の一部を次のように変更し、同条第五項の規定に基づき公表し、平成二十四年六月三十日から施行する。

平成二十四年六月二十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一の1中「今般」を「平成十九年十二月に」に、「制定されたところである。」を「制定された。」に改め、その次に次のように加える。

一方、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の担い手の減少、高齢化の進展等の現状に鑑み、今般、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な推進に資することを目的として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十号。以下「改正法」という。）が制定され、鳥獣被害防止特措法の一部が改正されたところである。

一の1の⑴の①中「十年前」を「十五年前」に、「イノシシは約三倍、ニホンザルは約二倍に増加している（平成十六年度）」を「イノシシは約八倍、ニホンザルは約二倍に増加している（平成二十一年度）」に、「二百億円程度で高止まりしており」を「二百億円を上回り」に、「平成十八年度」を「平成二十二年度」に、「約百九十六億円」を「約二百三十九億円」に改め、同②中「約五千百ヘクタール（平成十八年度）」を「約六千二百ヘクタール（平成二十二年度）」に、「カモシカ、クマ」を「クマ、カモシカ」に改め、同③中「はじめとした」を「始めとした」に改め、同⑴に次のように加える。

④　住民の生命、身体又は財産に係る被害等

鳥獣による被害は、農林水産業への被害のみならず、住民の生命、身体又は財産に係る被害についても、近年、深刻化している。各都道府県からの環境省への被害報告によると、クマによる被害者数は年間約百五十人（平成二十二年度）となっており、平成十八年度と並び過去三十年間で最多となっている。また、鳥獣の道路への出没等に起因する交通事故も発生している。

一の1の⑵を次のように改める。

⑵　被害防止対策の基本的な考え方

①　基本的な考え方

これまで、都道府県の区域内においてその数が著しく増加し、農林水産業等に著しい被害を与えている鳥獣等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。）に基づき、都道府県知事が特定鳥獣保護管理計画（鳥獣保護法第七条第一項に規定する特定鳥獣保護管理計画をいう。以下同じ。）を作成し、人と鳥獣の軋轢（あつれき）の回避に向けて個体数管理、生息環境管理や被害防除対策等の総合的な保護管理対策が行われてきている。また、トドについては、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に基づく管理対策が行われてきている。

一方、近年、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国的に深刻化していることに加え、被害の態様が各地域において異なり、効果的な被害防止対策を実施するためには地域主体の取組を推進することが効果的であることから、これまでの取組に加え、被害の状況を適確に把握し得る市町村及び地域の農林漁業者が中心となって、関係機関等と連携し、被害対策に取り組む体制を早急に構築することが必要となっている。

このため、国及び地方公共団体は、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえ、被害防止計画（鳥獣被害防止特措法第四条第一項に規定する被害防止計画をいう。以下同じ。）の作成を推進するとともに、協議会（鳥獣被害防止特措法第四条の二第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の組織化及び鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第九条第一項の鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）の設置を推進し、各地域において、農林水産業等に係る被害の防止のための捕獲等、侵入防止柵の設置その他鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進する。また、地域の特性に応じ、生息環境の整備及び保全に資するための取組を推進するとともに、被害防止対策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意する。

また、国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づく被害防止対策が円滑に実施されるよう、侵入防止柵や捕獲機材の導入、対象鳥獣（鳥獣被害防止特措法第四条第二項第二号に規定する対象鳥獣をいう。以下同じ。）の捕獲等、被害防止技術の開発及び普及、被害現場における技術指導者育成等について、必要な支援措置を講ずる。

なお、都道府県は、被害防止対策を講ずるために必要な予算を確保するに当たっては、狩猟税の収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配意する。

②　市町村の役割

市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況を適確に把握することができることから、地域の農林漁業者、関係機関等と連携を図りつつ、被害防止計画の作成、協議会の組織化、鳥獣被害対策実施隊の設置その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

③　都道府県の役割

都道府県は、鳥獣保護事業計画（鳥獣保護法第四条第一項に規定する鳥獣保護事業計画をいう。以下同じ。）の作成その他の鳥獣保護法に基づく鳥獣の保護管理の施策を実施するとともに、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止対策の実施の状況等を把握することができることから、特定鳥獣保護管理計画の作成、変更及び実施、被害防止技術の開発、実証及び普及、市町村への助言及び指導、被害防止に取り組む人材の育成、広域での被害防止対策の実施に向けた関係機関等との調整及び協力体制の構築その他の当該都道府県における被害防止対策の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④　国、都道府県及び市町村の関係

市町村における被害防止計画の作成及び実施に当たっては、市町村は、都道府県知事に対し、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供、被害防止対策に関する技術的助言等を求めることができ、都道府県は、当該情報の提供、当該技術的助言等、必要な援助を行うよう努める。

また、農林水産大臣又は都道府県知事は、被害防止対策が適切に行われていないと認められる等の場合は、市町村長に対して報告を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うものとする。